

1993年度特別展

和 紙

10月1日（金）～27日（水）

学習院大学史料館

1993年10月  
学習院大学史料館

## はじめに

この十数年間に、経済や文化などあらゆる方面で、新しい記録の媒体と流通方式が実用化し、情報化が進みました。その中で私たちは、様々な記録を蓄積し、あるいは掘り起こして、自らの歴史と経験を活かす行動様式を身に付けつつあります。日本社会の基底は、この意味で大きく変化したと言えましょう。

「和紙に墨書する」という行為は、このような変化が起こる以前の記録方式の基礎型であり、政治や経済を含めた文化的営為を支えてきました。本展では、この和紙を直接に取り上げ、保存の心得とともに、歴史的な様式・生産・流通のひとこまを提示しました。

これによって、和紙の文化遺産を正しく継承し、現代に生かしていくことを願ってやみません。一覧の後にご意見やご質問をお寄せいただきますことを、一同の喜びにしたいと思います。

なお本展は、奈良県の内田穰吉様より古文書を借用し、また福井県和紙工業協同組合・(財)紙の博物館・(財)文化財虫害研究所・森八郎研究室・TRCC東京修復保存センターより資料提供とご指導を頂いて、開催することができました。ここに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

学習院大学史料館  
館長 高埜利彦

# 和紙の里

— 越前五箇村 —

< 映像資料 >

奉書生産で名高い越前国今立郡五箇村（現福井県今立町）は、現在の福井市の南部に位置する。江戸時代は、岩本・大滝・不老・新在家・定友の五カ村からなり、福井藩の領地であった。

五箇村の和紙生産はすでに15世紀には知られ、16世紀には、紙屋たちが大滝神郷紙座を形成した。領主はこの座を保護することによって奉書を上納させ、発給文書の料紙を確保したのである。この座的秩序は解体に向うが、1699年、福井藩は五箇村に紙会所を開設し、1703（元禄16）年には岩本村の内田吉左衛門等4名を判元として専売制を進めた。

この五箇村には、大滝神社の摂社岡太神社が祭神としている水波能売命から、紙漉き技法を伝授されたという伝説がある。現在でも紙祖神「川上御前」と尊称し、信仰が続いている。

このような歴史をもつ越前五箇村について、次の映像をゆっくりとご覧ください。

## 1 今立町の和紙生産と歴史的景観

学習院大学史料館制作

## 2 越前和紙

福井県和紙工業協同組合企画・民族文化映像研究所制作

## 3 越前の和紙づくり

福井県和紙工業協同組合企画・北陸テレビ制作

## 原 料 と 製 品

現在も使われる代表的な和紙の原料には、楮・三桠・雁皮の三つがあげられます。原料と製品を手に取ってご覧ください。

## 1 楮の皮と楮紙（越前奉書）

福井県和紙工業協同組合提供・製作  
クワ科に属す。1cm程度の纖維は、よく絡み合い、強韌な紙となる。この特性から古代より最も広く用いられ、書用だけでなく、紙衣のように生活の多方面にも活用された。

## 2 三桠の皮と三桠紙

福井県和紙工業協同組合製作  
ジンチョウゲ科に属し、纖維は5mmほどで、きめ細かい紙肌をつくる。大藏永常『広益国産考』で栽培奨励されるが、本格的利用は明治期以降で、印刷効果の美しさが注目された。

## 3 雁皮の皮と雁皮紙

福井県和紙工業協同組合製作  
ジンチョウゲ科に属し、人工栽培が難しいとされる。纖維は5mmほどで、紙肌は最も平滑で美しい艶をもつ。また防虫臭があるとされ、長期保存文書などに重用された。

## 保 存 の 心 得

和紙を素材とする史料を原形・原色のままに保全するためには、次の劣化要因に注意を払い、全体的に措置を講ずる必要がある。

私たちが忘がちであるのは、人為的要因である。つまり折れ・擦れ・圧縮、付着物使用、埃や油分の付着などである。

物理・化学的要因には、光線、酸やアルカリ物質のほか、温度湿度変化があげられる。急速に温度が低下すると湿度が上昇し、史料が歪み、または結露してさらに他の要因に結びつきやすくなる。温度20±2度、湿度60±5%をともに維持することが望ましい。

直接に大きな被害を与えるのは、生物的要因（虫・かび害）であ

る。その代表として知られるシミ（紙魚）類は、実際には表面を侵蝕するだけであり、冊子をも貫通する食痕を残すのはシバンムシ類である。“目通し風通し”を怠らないことが肝要である。

これらの劣化要因をつき止め、保存環境を整えるとともに、個々の史料を箱や帙などにいれ、装備をすることも重要である。これらは、劣化要因の緩衝材となり、また保存・利用の便を向上させるのである。

#### 4 湿気・埃などにより劣化の進んだ例

学習院大学史料館所蔵文書

#### 5 シバンムシによる虫喰いの進んだ例

学習院大学史料館所蔵文書

#### 6 装備具の例1 中性紙ボードによる巻子用箱

学習院大学史料館製作

絵巻物をはじめ、巻子型の史料を収める容器である。これによって防塵はもちろん、出納時・保管時の形崩れを防ぐことができる。中性紙を用いて自作すれば、比較的少ない経費で済ませることができる。設計図は、相沢元子ほか『容器に入れる—紙資料のための保存技術—』（日本図書館協会、1991年）を参照されたい。

#### 7 装備具の例2 中性紙ボードによる保護ホルダー

TRCC 東京修復保存センター製作

冊子体の史料を収める保護ホルダーである。〈帙（ちつ）〉は、史料一点一点の厚さ（高さ）に合わせて作るが、このホルダーは、厚さに融通がきき、また四方の側面を中性紙が覆うようになっている。帙にくらべて容易に作ることができ、しかも保護と利用の便が向上した装備具であるといえる。

## 種類と形態

七世紀に和紙の国内抄造が始まって以来、さまざまな和紙が各地で生み出された。楮系では、厚手で繊のような光沢をもつ檀紙、白土などを混ぜてきめ細かくしなやかな風合いをだした奉書など、雁皮（斐紙）系では、鶏卵殻の淡黄色ときめ細かい光沢をもつ鳥の子紙、襖の半間に張る幅をもつ間に合紙などがあり、また紙を漉き返してリサイクルした宿紙もある。

これらの紙は、用途に応じて左図のように加工して、用いられた。これらの特定の種類と形態は、書体や封式などとともに、意味を外形的に表現したのである。

#### 8 <大高檀紙> 領地宛行状

1699（元禄12）年2月25日

史料館所蔵 奥州棚倉藩主阿部家文書5

#### 9 <間に合紙> 領地目録

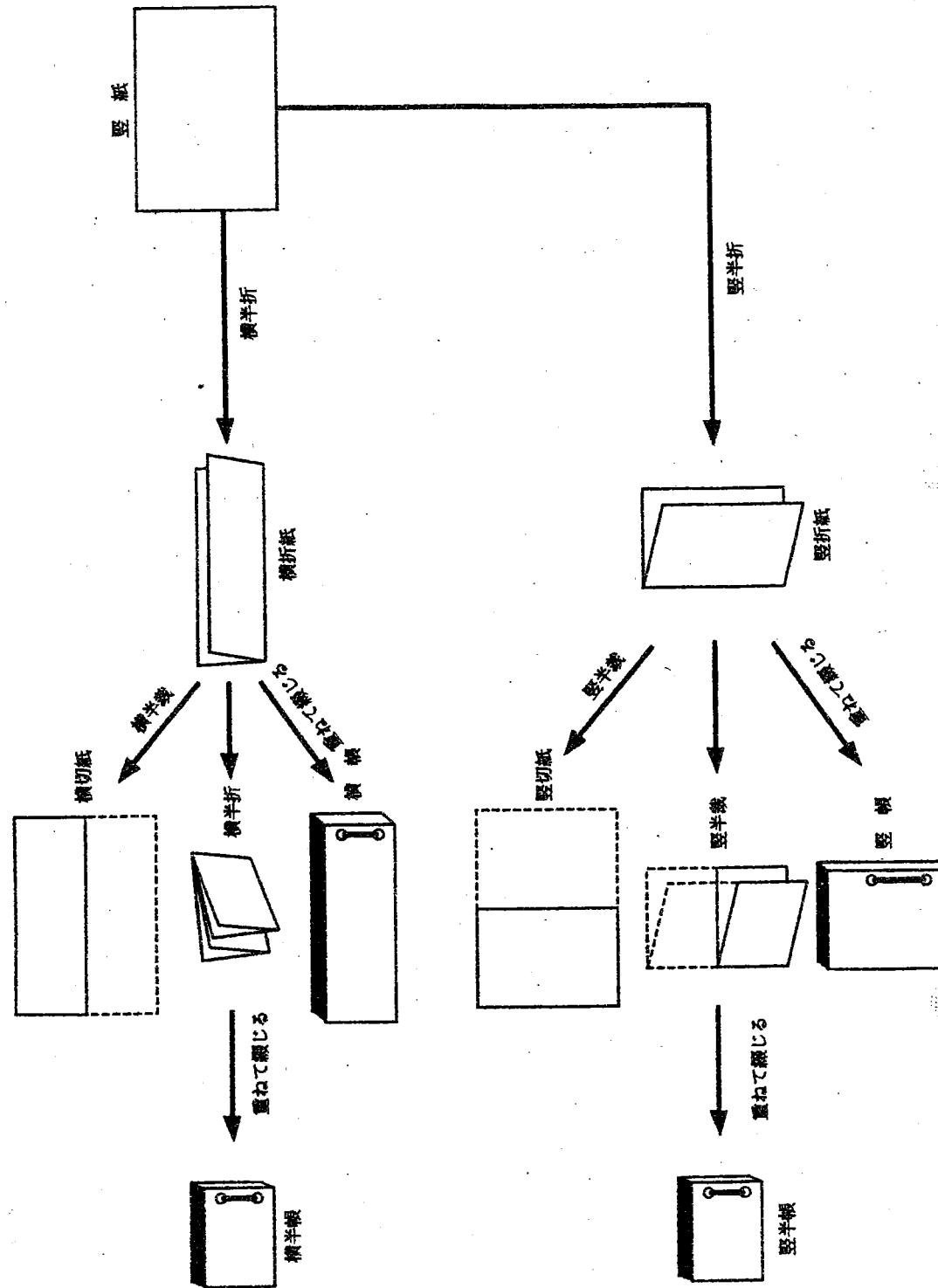
1699（元禄12）年2月25日

史料館所蔵 奥州棚倉藩主阿部家文書5

徳川将軍が大名に領地を宛て行う「領地宛行状」の料紙には、最も大型で風格のある〈大高檀紙〉が用いられた。展示例のように、近世以降の檀紙には織が作られること多かった。また、領地の国郡村名を書き上げた「領地目録」の料紙には、一紙が約3尺の幅を持ち、多量の文字を書き込むことができる〈間に合紙〉（襖の横幅に間に合う、の意味）が用いられることが多かった。

列品8は、徳川綱吉が忍藩主阿部正武に宛てた朱印状、列品9は、列品8中で「目録在別紙」としている領地目録である。阿部忠秋を藩祖とする譜代大名阿部家は、寛永12（1625）年下野国壬生藩主となり、以後、武藏国忍藩、陸奥国白河藩を経て同国棚倉藩主として明治維新をむかえた。この間には6人におよぶ老中就任者を出し、代々幕閣に重きをなした代表的な譜代大名であると言える。

## 工程にみる基本形態



10 <鳥の子紙> (鳥の子役を申し付け、夫役免除とする結城秀康黒印状)

1602(慶長7)年9月10日

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書  
福井藩主結城秀康が、鳥子屋才右衛門に鳥の子役を申し付けるにあたって、夫役を免除にすることを証明した黒印状である。横折紙で使われたこの古文書の料紙は、高価な雁皮をせいたくに使い、鶏卵殻色がよく出ている典型的な<鳥の子紙>である。

11 <奉書 横折紙> (牧志摩同前に諸事申し付ける旨の書状)  
(寛文元年以前) 3月2日

史料館所蔵 常陸国下館藩家老牧家文書 59  
下館藩主石川播磨守総長が牧甚五兵衛にたいして、父の志摩守正虎同様に家老職を申し付けた書状である。この例品のように、奉書は武家の最も正式な文書の料紙として重用され、書状の場合には横折紙として使われることが多かった。

なお牧家は、第四代正景の代に下館藩主石川家（2万石）に召し使われることとなり、第五代正虎の1660(万治3)年に家老（持高1000石）を申し付けられて以後、代々家老を勤めた。

12 <宿紙> 口宣案(阿部正喬侍従任官)

1711(正徳元)年6月1日

史料館所蔵 奥州棚倉藩主阿部家文書 130  
阿部家当主正喬が侍従職に任じられた際の伝達文書である。形式的には、天皇の命令を藏人藤原益光が上卿小川坊城大納言に伝達した文書であるが、実際には阿部正喬に下され、任官文書として機能したのである。

<宿紙>は、薄墨色の漉き返し和紙、いわゆるリサイクル和紙である。平安時代末期から紙屋院などを中心に抄造され、特に大量の写経紙が使用された奈良・京都では、盛んに抄造された。紙質は不

安定であり、漉きムラもめだつ。

口宣案は、本来的に内部伝達文書であったため、料紙に〈宿紙〉が用いられたとされている。しかし実際には、新紙の抄造過程で墨を加え着色したものも用いられた。

### 13 <半紙 横半帳> 御用向手控（上名栗村古組役用に使うべき紙などについて）

近世後期

史料館所蔵 武藏国秩父郡上名栗村町田家文書 389

上名栗村（現埼玉県名栗村）古組名主町田栄二郎が、村運営のための重要事項を書き加えていった手控えである。古組百姓の入会権所持の有無や五人組に関する記録、そして、年間に使用する村方文書（御用留・宗門帳など）の料紙の種類と量などについて記載がある。村運営のための先例集・マニュアルとして使われたのであろう。このように携帯性が求められる記録には、横半帳が用いられた。

## 生産と集荷

江戸時代における和紙生産は、1798（寛政10）年の『紙漉重寶記』によってよく伝えられている。全工程は、刈り取った楮を蒸して皮を剥ぎ、黒皮を削り取る作業から、漉き上げた濡紙を絞り、一枚づつ板に張って乾燥させるまで、幾人の手がかけられた。

越前五箇村の生産者は、一八世紀に間屋前貸制度に組み込まれた。金融業・商業を手広く經營した間屋商人の内田吉左衛門家は、毎年11・12月になると漉屋に原料仕入金を貸し付け、3～5月に製品を集荷したのである。

前貸制度下にいた漉屋の一年は左図の通りであり、借金を返済しきれず、無高百姓に没落する者も少なくなかった。

### 14 紙漉重寶記（復刻版）

1798（寛政10）年4月

学習院大学図書館所蔵 旧660-29

石見国（現島根県）の國東治兵衛が、石州半紙の紙漉きの概要をまとめてパンフレットとし、紙商人たちに紙漉きの苦労を知らしめるために著した書である。工程は図解をまじえて丁寧に説明され、また漉屋や紙商人たちの会話、仕事歌なども記録されており、江戸時代の紙漉きをめぐる事情を最もよく伝えている。

### 15 借用申仕入銀之事

1754（宝暦4）年11月

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書  
漉屋の庄兵衛は、年貢上納を済ませた後、紙草（原料）の仕入銀が不足したため、内田吉左衛門家より借銀をし、翌春に紙が漉き上がり次第、製品で返済することとした。しかし、内田家らの間屋商人は元銀に対して月1～1.5%の利子をとり、さらに紙の専売制をしいた福井藩は、紙会所を通して6%の運上銀と2%の判賃を収奪したために、漉屋たちは借銀を返済しきれず、毎年、仕入銀を借用し続けなければならなかつた。庄兵衛もこのような漉屋の一人であり、奥書で「毎歳借用仕候儀ニ御座候間、幾年も此証文御用ひ置可被下候」とし、この証文を毎年使い続けることになつたのである。

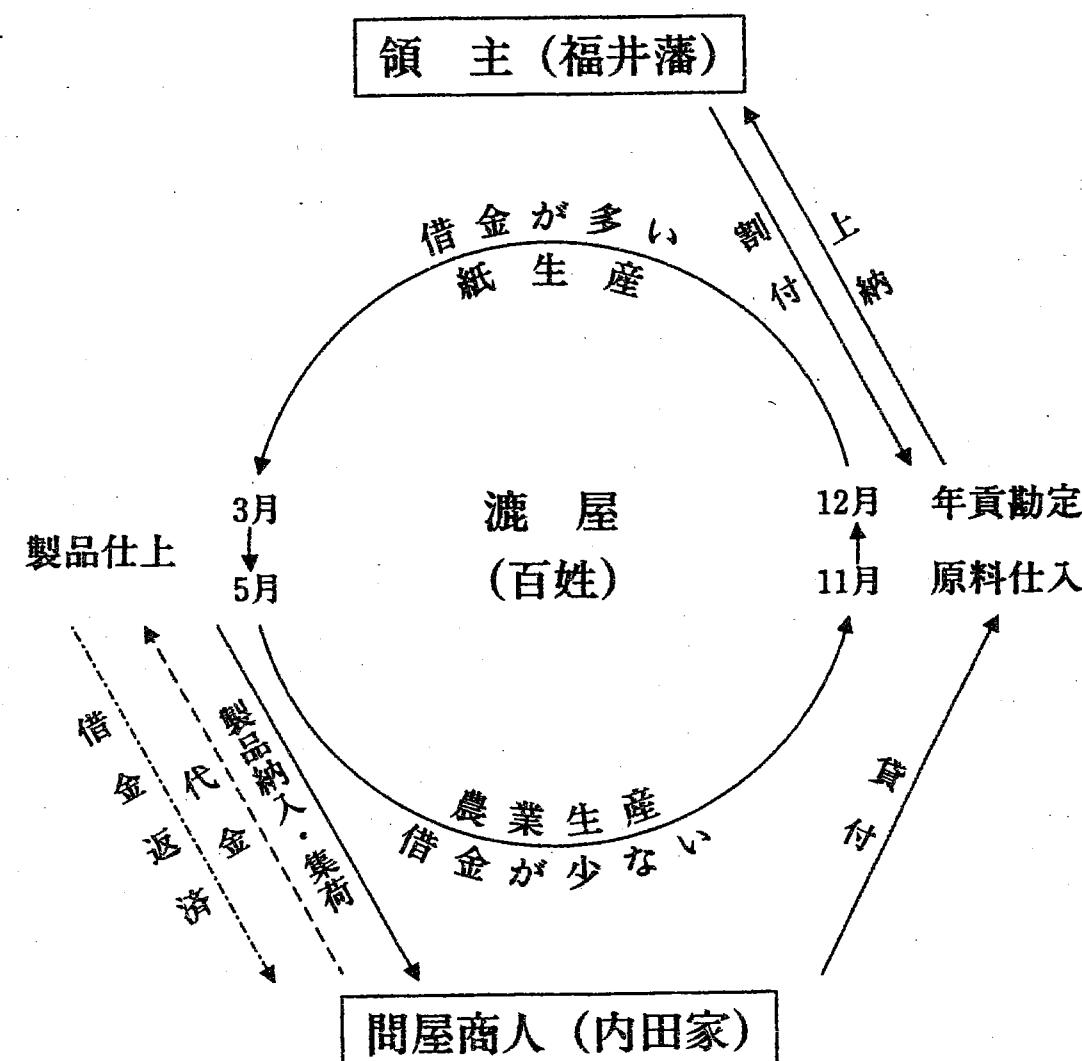
### 16 覚（内田家の経営内訳）

子（宝永5）年正月

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書  
本文書は、内田家の資金を書き上げた（勘定目録）であり、経営の全容を知ることができる。この年度の総額は、金5231両余であり、半期毎に締めたのであろうか、全体が二つに分けられている。前半では、各地商人への出資金や貸金、福井藩紙会所への判元出資金など、後半では蠑・芋・さけ・米・布・真綿などのほか、質帳・

貸帳・内帳などの資金が記載されている。

## 問屋前貸制度下の漉屋の1年



### 内田家の経営からみる

#### 五箇村和紙の流通

五箇村紙業の盛況をうけて、1699（元禄12）年、福井藩は紙会所を設置し、運上金を課した。全ての紙は、一旦、判元に買い取られてから、市場に送られたのである。

仲買をしていた内田吉左衛門家は、1703（元禄16）年からこの判元を勤めるが、全国的な市場構造の変質のまえに、その商業経営もまた変化を迫られた。

すなわち一七世紀初頭までは、福井・三国・江戸・京都などに目を配り、地域間・季節間格差による利潤抽出をしたが、以後には、経営全体に占める紙業の比率を高め、江戸・京都の紙問屋の販売・売れ残り量に応じて送荷し、送荷量に応じて集荷する恒常的な方式に変化したのである。

#### 17覚（勘定目録）

1783（天明3）年2月

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書

問屋商人内田家は、毎年春に勘定目録を作成した。この年度の商い総額は、金3791両余りであり、1708（宝永5）年の列品16の段階に比べ、経営状況が下降していることが知られる。

また本文書では、内田家から江戸問屋への廻送にあたった白子船頭大黒屋光太夫の船が行方不明となり（ロシアに漂着）、12荷の紙（代銀2貫500匁3分）などが失われ、この勘定から除外したことなどがわかる。このような損失例は他にもあり、和紙が江戸にたどりつく途上にはこのようなリスクも伴っていたことが知られる。

#### 18覚（反物購入の領収書）

3月22日

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書

岩本村の野辺小左衛門家は、内田吉左衛門家と同様に問屋商人を勤めていた。本文書は、野辺家が越後屋の江戸駿河町南側出店から反物を購入した領収書である。この両家は同族関係にあり、内田家が野辺家の支払を肩代わりしていたであろうことが推測される。

#### 19 西廻り道中駄賃銀記録

1800(寛政12)年5月改

東通り道中駄賃附

1803(享和3)年11月

五ヶ村より京都迄駄賃積り

1806(文化9)年12月4日改

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書  
内田家が集荷した紙は、西廻り・東廻りで京都や江戸に送られた。  
五箇村で漉かれたいわゆる越前奉書は、京都に運ばれるまでの間に、  
上包代や繩・蓬代などが1駄につき銀62匁余(約金1両)ほど、  
駄賃(運送料)が銀34匁余の経費を要した。展示部分では、五箇  
村より府中・今宿・脇本・鯖波・湯尾・今庄を経いで、京都や名古  
屋に送られたことが知られる。

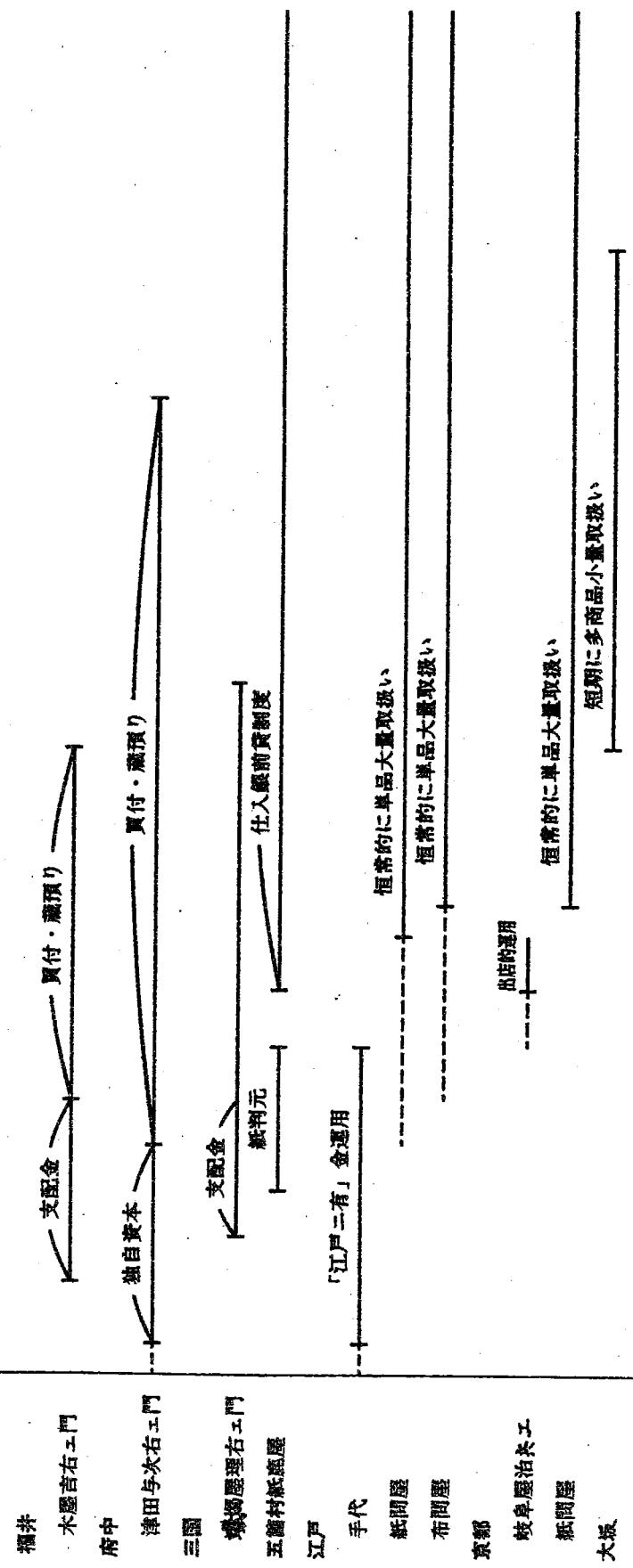
#### 20 対談申一札之事(紙代金返済について)

1837(天保8)年3月

越前国今立郡岩本村内田吉左衛門家文書

江戸の紙問屋小津次郎左衛門は、内田家に支払うべき紙代金250両を抱えたまま、休業に追い込まれた。本文書では、盆前までに金100両を支払い、残り150両を再び開店した後に支払うことを対談約定している。近世後期には、越前和紙の売れ行きが不振になつた上、本文書や列品18などの損失によって、内田家の経営が悪化していったのである。

### 内田家の集荷・販売商人関係図



天明四(1784)	安永11(1770)
明和11(1764)	十(1760)
五(1758)	八(1756)
五六(1755)	三(1751)
宝暦11(1761)	九(1759)
寛政11(1749)	延享11(1745)
萬保11(1741)	元文11(1737)
十八(1733)	十六(1731)
十七(1730)	十四(1719)
十三(1718)	十一(1715)
十(1714)	正徳6(1716)
九(1711)	享保6(1711)
八(1711)	宝永4(1707)
十六(1703)	十四(1701)
十二(1699)	元禄5(1694)

本展を制作するにあたり、次の方々にご協力いただきました。ここに記し、厚く御礼を申し上げます。

福井県和紙工業協同組合

和紙の里会館（福井県今立町）

（財）紙の博物館

（財）文化財虫害研究所

森八郎研究室

T R C C 東京修復保存センター

文学部研究年報』第29輯、1983年)

12. 海野福寿「藏紙と脇紙」（『地方史研究』第39号、

1959年）

13. 小葉田淳編著『岡本村史』（岡本村史刊行会、1956年）

※特別展期間中に限らず、史料保存についての相談を承ります。ご遠慮なく、お申し出ください。

また本展では、以下の文献を使用しました。詳しくお調べになりたい方は、ぜひともご参照ください。

1. 『書籍・古文書等のむし・かび害 保存の知識』  
（（財）文化財虫害研究所、1983年）
2. 『文化財の虫菌害と保存対策』  
（（財）文化財虫害研究所、1987年）
3. 相沢元子ほか『容器に入れる—紙資料のための保存技術—』（日本図書館協会、1991年）
4. 朝日新聞社編『和紙事典—神の創りたもうたもの—』  
（朝日新聞社、1986年）
5. 『和紙の手帖』（全国手しき和紙連合会、1990年）
6. 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、  
1986年）
7. 『日本古文書学講座』（雄山閣、1979年）
8. 日本歴史学会編『概説古文書学』近世編（吉川弘文館、  
1989年）
9. 高埜利彦「幕藩制中期における生産者支配の一考察」  
（『日本歴史』第354号、吉川弘文館、1977年）
10. 同「和紙」（『講座技術の社会史 1』、日本評論社、  
1983年）
11. 同「近世中期における商業経営の変質」（『学習院大学

1992年10月

学習院大学史料館

第12回 特別展

## 近世百姓の共同世界

—信濃国五郎兵衛新田村—

1992年10月1日～24日

学習院大学史料館

## あいさつ

1975年に開館し、少しづつ教育・研究体制を整備してきた本史料館も、今年で第12回目の特別展を迎えることになりました。今回は、長野県浅科村と信州農村開発史研究所のご協力により、江戸時代の代表的な新田村である信濃国五郎兵衛新田村の古文書をお借りして、開催することができました。

さて本展では、江戸時代の五郎兵衛新田村において、百姓たちの共同世界がどのように構成されていたのかを、史料学的な検討をまじえながら多角的に提示するよう試みました。

なお、本展の展示史料およびパンフレットでは、身分制的編成のもとに様々な人びとが構成していた農村社会を正確に理解してもらうために、当時の差別的呼称をそのまま使用しました。もとより、当時の社会に対するトータルな理解の前進が、不適切な歴史解釈を排し、人間や組織の歴史を正しく見つめ直すことにつながると考えてのことであり、本展がその一助になることを願っているしたいであります。

ご高覧の後にたくさんのご意見・ご質問をお寄せいただければ、館員一同、幸運であります。

学習院大学史料館

館長 久野 秀男

## <映像展示> 用水と新田の歴史的景観

長野県浅科村にある五郎兵衛新田は、中山道の塩名田と八幡の間、街道南側に開かれた。近世初頭に草原であったこの地に、市川五郎兵衛は用水路を引き、17世紀のうちにはみごとな耕地に変貌させたのである。

この用水路は、蓼科山系から流れる川から取水し、およそ18KMで新田に達する。その途中には山や断崖を堀り貫いた用水のトンネルや盗水を禁ずる制札場の跡が点在し、また用水工事で絶命した人たちをまつる水神様がひっそりとたたずむ。

新田は南北に流れる用水から東西に広がり、用水に沿って上原・中原・下原の三つの集落がある。このうち上原には、村鎮守であり雨乞い祭礼を行った諏訪神社、そして「柳沢クルワ」と呼ばれる名主柳沢一族の居宅がある。

ここでは、次の映像展示をご覧いただきます。

### 1 五郎兵衛用水と新田の歴史的景観

### 2 名主柳沢家をたずねる

協力：長野県浅科村教育委員会教育長 柳沢哲郎 氏

### 3 <学習院大学史料館講座8> 1992年7月2日録画

講師：信州農村開発史研究所主任研究員 齋藤洋一 氏

新田にかけた生涯 — 市川五郎兵衛と五郎兵衛新田 —  
開発

## 新田開発と開村

父四郎兵衛が徳川家康から領国内開発を許可されたことを根拠に、市川五郎兵衛は1626（寛永3）年12月、小諸藩から認可をえて新田開発に乗りだしたとされている。

数年に及ぶ用水開鑿工事を経て、1631年には村人たちの屋敷地：高27石9斗余が年貢免除とされ、1633年の検地では村高439石余が打ち出された。はじめ原新田村・矢島新田村などと呼ばれたこの村では、開発者市川氏が用水管理や村内去就に関する権限をもっていた。

1669（寛文9）年には村高が68.6石余となり耕地開発の大半を終えた。このころ市川氏が上野国羽沢村に戻り、五郎兵衛新田村の名のもとに名主柳沢氏と年寄衆による運営がはじまった。

### <列品>

#### 1 矢嶋原芝間開発許可状 複製

1626（寛永3）年12月

五郎兵衛記念館収蔵

市川五郎兵衛は、徳川家康の朱印状をよりどころに、小諸藩領内岩下村の芝間の開発を許可されたことがあったとされる。これに続いて本文書では、春日村から水を引いて矢島原の芝間（荒れ地、ないしは草原）の開発を願ったところ、かねて平尾右近を通して申し入れたこともあり、願いの通りに聞き届ける、と小諸藩の高木三左衛門らが五郎兵衛に達している。本文書がいわゆる五郎兵衛新田村の開発許可状であるとされている。しかし文言や様式の異なる許可状（柳沢信哉家文書二B-1）も伝来しており、史料学的に未詳の部分が残されている。これについては斎藤洋一氏の検討がある（末尾参考文献5）。

#### 2 八幡原新田水帳 1633（寛永10）年8月28日

矢嶋新田御縄帳 1640（寛永17）年8月14日

小諸領開改 1648（慶安元）年8月7日

柳沢信哉家文書 (一) 181・183・184

用水開鑿そして耕地開発が進み、1633年にははじめての検地がおこなわれた。縄打ち（土地の測量）を担当したのは小諸藩の大沢七右衛門・三神六左衛門の兩人であり、田地33町余・畠地約8町、石高にして439石余が打ち出されている。この後たびたび検地がおこなわれ、五郎兵衛新田村の年貢地は次の表のように増加した。年次が下るにつれて、等級の低い田地が開かれていったことが知られる。

	上 田	中 田	下 田	中 畠	下 畠	下々 畠	屋 館	見 付 畠
A 寛永 10 年	町 2502	町 30919半 (内3反堰代引)	町 301714 (内1反堰代引)	町 5826	町 72019半	町	町	町
B 正保 4 年			89920		60305半			
C 万治 元年 寛文 9 年			2227		58101	13629		
A+B+C	2502	30919半	394001	5826	190426	13629		
D 万治 元年 寛文 9 年 元禄 6 年		1410	5102	4416	53019	19306	26005	
A+B+D	2502	32329半	396806	10312	191414	19306	26005	
E 享保 18 年 安永 9 年					01	5827	0706	182(5斗代) 117(3斗代)
A+B+D+E	2502	32329半	396806	10312	191514	25303	26711	299

(備考) A～Cは寛文11年、Dは享保7年、Eは文化11年の村明細帳より作製。なお文化11年の村明細帳では屋敷を上畠にしている。

斎藤洋一「五郎兵衛新田と被差別部落」45項より転載

#### 3 原新田村丑年免之定書

1661（寛文元）年12月

柳沢信哉家文書 (二) C-10

はじめ小諸藩領であった五郎兵衛新田村は、1648年に江戸幕府領（ただし小諸藩預り地）、1661年には甲斐国府中藩領、1701（元禄14）年に幕府領へと変遷した。本文書は、小諸藩吉原佐五右衛門が当時原新田村と呼ばれていた五郎兵衛新田村の名主・惣百姓に宛てた年貢割付状である。高辻・出高・開をあわせた586石余のうち181石3升1合（定納）が当該年の年貢高とされ、村では惣百姓が立ち会って割り合い、年内に皆済するように定められた。

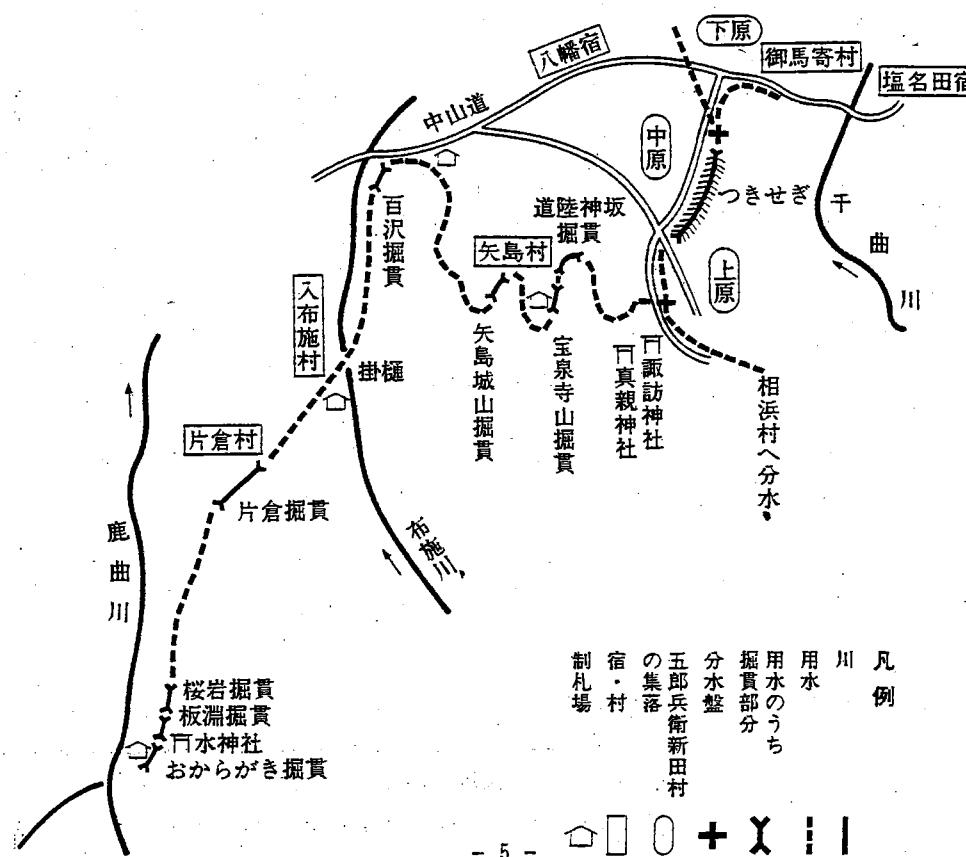
## 五郎兵衛用水の共同管理

五郎兵衛用水はいくつもの難所を堰貢やつきせぎ（土を築あげ、高度を落とさずして水を渡す堰）で越えており、破損しやすく、絶えず修復をしなければならなかつた（図参照）。

堰役人は、このための人足動員から諸帳簿作成までを差配した。大破の場合は目論見帳を作成・提出し見分を受け、「御普請」によって修復をおこなつた。しかし日常的な小破の修復や浚いは、「百姓役」で賄われ、年間延べ3千人以上を要したのである。

また1707（宝永4）年には、用水の番をしきれないとして、盜水を禁止する高札の下賜を願い出ている。これらの共同管理によって用水は維持され、番水制にもとづいて規則正しく田に水がめぐつたのである。

### 五郎兵衛新田と用水の概要図



### <列品>

#### 4 信州佐久郡五郎兵衛新田村用水堰目論見帳

1705（宝永2）年2月

柳沢信哉家文書 (一) 3412

本帳簿は、用水を修復する際に領主に提出した目録の控である。修復箇所の大きさ・場所・必要な人足数などが名主三左衛門ほか7名によって書き上げられている。修復許可、あるいは領主による援助を願うために作成されたと考えられる。

#### 5 五郎兵衛新田堰新堀貢入用目録 下書

1682（天和2）年9月

柳沢信哉家文書 (二) H-23

1680年の矢島村山堀貢の崩壊にともない、82年9月、新たな堀貢をつくるためにこの目録の本書を甲府藩代官所に提出した。この工事は、材木750丁のほか、金堀・大工・鍛冶などの職人627人、人足1710人、金額にして金76両ほどを要する大がかりなものであった。この費用をまかなうため、村では同月に年貢のうち初80俵の拝借を願い出ている（柳沢信哉家文書二 H-22）。

#### 6 惣田場番水改帳

1771（明和8）年5月

五郎兵衛記念館古文書 G4-23

五郎兵衛用水は上原の分水盤から上原・中原、相浜村の3方面に分かれた。本帳簿は、上原・中原方面に流れた用水が、田場の番組ごとに順次に流されていく様を記録したものである。5月13日に上原字前田からはじまり、16日昼過ぎには中原の番組へ流され、18日昼過ぎから19日には再び上原の組が番水をうけており、7日間で全ての田場に番水がいきわたっていた。

#### 7 乍恐願書を以御訴訟申上候御事（盜水を禁止する高札の下賜願書の控）

1707（宝永4）年5月

柳沢信哉家文書 (二) H-67

列品4でみたように用水工事の際には目論見帳を作成して作業を進めていたが、実際にはそのほかに用水の番をする人手が必要だった。本文書は、用水の途中に他領の村々があるため、自力だけで番をしても水が切りとられる、つまり盗まれるとして、幕府代官所に高札5枚の下賜を求めた願書であり、下書が控として保管され

たものである。

#### 8 札（五郎兵衛用水堰の支障になることを禁止する制札）

長野県浅科村五郎兵衛記念館所蔵

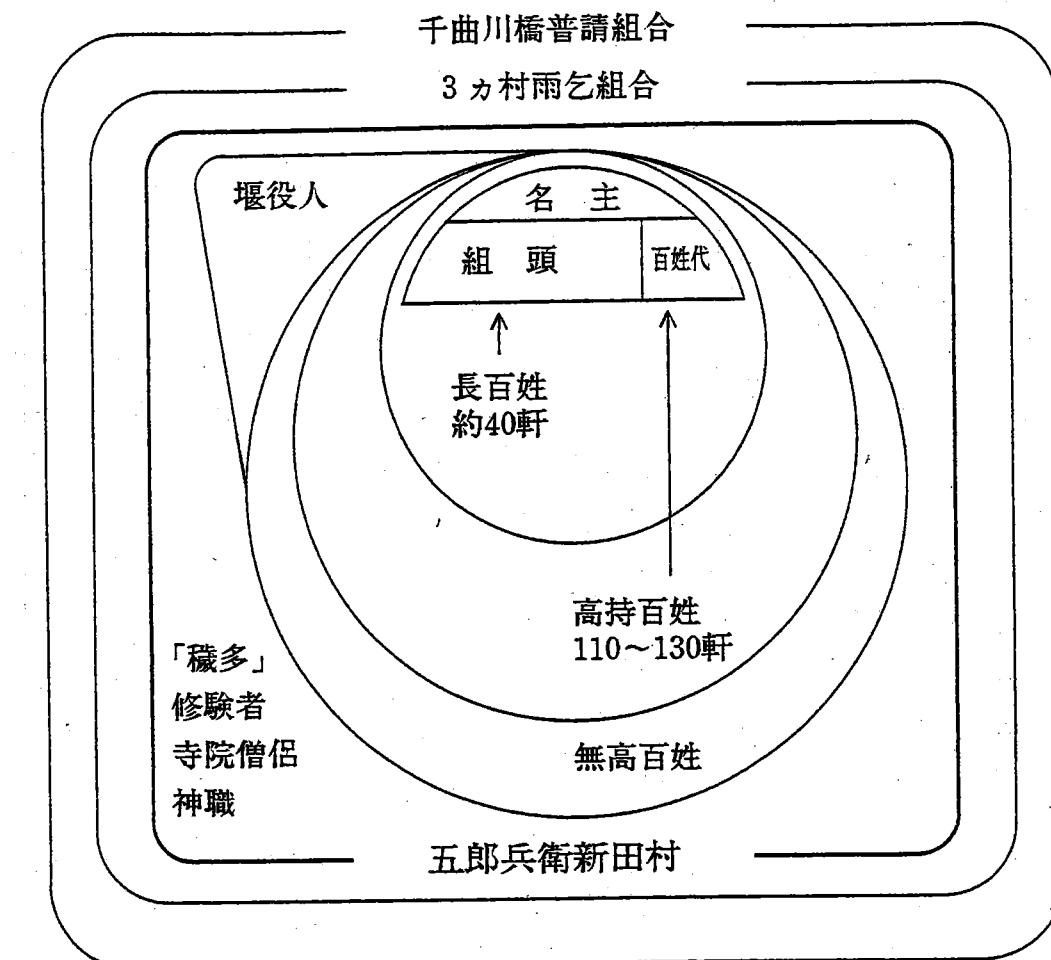
列品7の求めに応じて下賜されたと推定される高札。ただし作り直されたものである可能性は少なくない。村が要求したのは5枚であるが、現在確認できる制札場は、水取り口付近・官布施・百沢・矢島の4ヵ所である。この制札の文言は「五郎兵衛新田用水堰、御普請・御入用を以て出来候間、惣而堰筋障成候儀曾而有之間敷者也」とされている。すなわち、幕府の普請と入用でつくったので支障になることをしてはならないという論理であり、当時の社会にあっては少なからず効力があつたのだろう。耕地はもちろん山野河海までが領主のものであった封建制時代において、百姓たちが生産・生活に欠かせないもの（ここでは用水）を守る場合に、領主の権力に依拠しあるいは利用することが、むしろ当然であったことを窺わせる。

#### 共同世界の組織と運営

18世紀に入ると、図のように独自な村運営の秩序が形成された。その特徴の一つは、古来からの約40家を長百姓・五人組構成員（=本百姓）とし、それ以外の高持百姓・無高百姓を長百姓の「抱」・「組子」とする長百姓制である。長百姓は、8人の五人組頭を村の組頭として村政を主導し、郷林や無尽金などの管理権を保持した。

しかし一方、村では用水普請や課役免除の訴願の際、惣百姓百数十名の連判書を作成し、または「惣百姓代」を立て、領主に働きかけた。1723（享保8）年、この延長上に設けられた「百姓代」を通して、高持百姓たちの意向が村政に反映されていった。

また村では、寺請制度を担う寺院僧侶、祭礼を司る神職、警察活動のために招來した「穢多」など他の身分の者と協同関係を、さらに3カ村雨乞組合や千曲川橋普請組合などの諸組合と包含関係を持って、共同世界を成り立たさせていたのである。



<列品>

#### 9 指上申一札之事（惣林についての再議定書）

1687（貞享4）年3月

柳沢信哉家文書 (二) D-7

惣林などの林を維持管理するため、惣百姓90名（長百姓以外も含む）が開発者市川氏に差し出した形式をとる一種の村法。これらの林は五郎兵衛新田と矢島村・八幡町・桑山村・蓬田村・御馬寄村のさかいにあり、堰用木を調達していたが、村では1669年に検地をうけて4町7反余を郷中惣林としてもらい（柳沢信哉家文書 (二) 1140）、のちには「林小物成」を納めて共有権を確保した。この惣林

について第3条では、女・童部の立ち入りを禁止すること、草を刈りあるいは木枝を取った場合に過錢（罰金）を徴収すること、さらに「抱之者」の場合は「抱親」より過錢をとることが定められている。第2条末尾の「抱」の扱いも同様であるので、「抱」は、少なくとも経済面において抱親（=長百姓）に保護され、かつこの村内法にたいして直接に責任を負わない立場にあったことが知られる。

10 定書惣百姓連判帳（村役人給などについて） 拷

1725（享保10）年2月 柳沢信哉家文書（一）1280

本文書は、組頭・百姓代・用水堰指引人の構成と役務、そして役給（役向きで必要な給料）について惣百姓が取り決めた村法である。五郎兵衛新田村では、遅くとも1723（享保8）年には「百姓代」がおかれたが、これにともなって五人組頭8人が4人づつ交替で村の組頭をつとめることとし、その代わりに「組頭並」の役務をつとめる百姓代を毎年交替で置くとしている。本定書ではこれらの変更を組頭8人では費用がかさむためとしているが、この背景には1723年から、多大な村入用を削減するために多くの百姓が争った村方騒動があったのである（柳沢信哉家文書二C-65、D25）。

11 口上書ヲ以頼上候御事（検見入の上申願書）

1732（享保17）年8月 柳沢信哉家文書（二）C-78

夏の長雨のために不作であると見込んだ133名の百姓たちは、同年の百姓代（村役人）である清左衛門を「惣百姓代」に立て、本文書によって幕府代官所に検見入りを願うよう名主・組頭に願いあげた。五郎兵衛新田村は1725（享保10）年から＜定免制＞の適用を受けていたが、これによって「破免」にしてもらい、年貢を減額してもらう必要があったのである。これを受けて村役人たちは、同月のうちに検見入り願書を平賀役所に提出している（C-79）。ここでは、平百姓たちが稻の生育状況を敏感に察知し、百姓代（「惣百姓代」）を通して、彼らの意向を村政に反映させていったことに注目しておきたい。

12 進上仕候證文之事（「穢多」移住に際しての誓約書）

1707（宝永4）年2月 長野県浅科村五郎兵衛記念館所蔵

差出人の高野町太兵衛は、連名している「同所筆守与左衛門」の子で宗旨人別が「高野町禪宗桂香寺庭掃」とされる人物であり（五郎兵衛記念館所蔵文書）、五郎兵衛新田村の被差別民「穢多」の祖であるとされている。本文書は、その太兵衛が1707年にはじめて移住してきたことを教えてくれるが、同時に、わがまま・悪事を働いた場合に追放されてもかまわないと、悪事者・「悲人」などのむずかしい者が来村した際に三左衛門らの指示通りに取り扱ふことを誓約していることも見逃せない。つまり、太兵衛は村の治安を守るという役割を担って移住してきたのであり、これ以後、百姓の共同世界は「穢多」身分の人たちに補完されながら存続していくことが知られるのである。

13 御神水頂戴三ヶ村寄合雨乞入用控

1792（寛政4）年4月11日 柳沢信哉家文書2327

組合雨乞隔年心得控

1861（文久元）年6月 同 1414

五郎兵衛新田村と隣村の御馬寄村・矢嶋村は組合をつくり、毎年4月から7月の間に雨乞の儀式をおこなった。当初、飛脚をつかわして信濃国一宮諏訪社（上社）から神水をもらって、五郎兵衛新田村鎮守諏訪神社の神前で祈願の祭礼をおこない、各村金1分ほどを負担していた。「組合雨乞隔年心得控」が作られた幕末期になると、各村は順次交替して行うようになり、また一宮諏訪社のほかに戸隠山・上野国榛名山・碓嶺からも順次神水をもらうこととし、2ヶ村が金1分づつ当番村に支払い、残りを当番村がまかなうこととされた。ちなみに、戸隠山神水の初穂料は金3分、他の場合は金1分であり、祭礼をとり仕切る神職の初穂料は鳥目20疋（銭200文）であった。

14 信州佐久郡塩名田村千曲川橋掛人足組合村々帳

1713（正徳3）年5月 柳沢信哉家文書（一）3663

五郎兵衛新田村から小諸城下や江戸に上るには、中山道を東に向い、千曲川橋を渡らなければならない。幕府は1713年にこの橋の掛け直しと修復の費用・人足を、橋付近の96ヶ村に高割りで負担するように申しつけた。五郎兵衛新田村は、

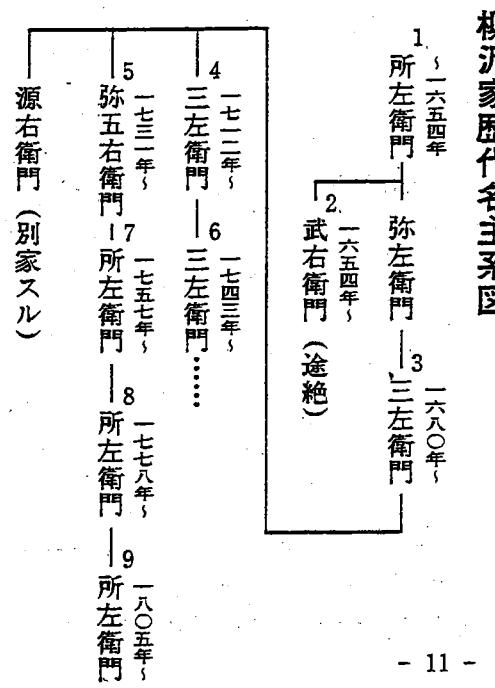
当初「古高439石」にこの役がかけられたが、長用水を村の普請で維持しているとして幕府に訴え、「古高半役」つまり約220石の村として費用・人足を負担することとなった（五郎兵衛記念館古文書D-1-5）。領主に割り当てられたとはいえ、橋付近の村々が組合をつくって生活に欠かせない〈橋〉を維持管理した本事例は、地域社会の共同性の一端を窺わせる。

### 共同世界の文書管理

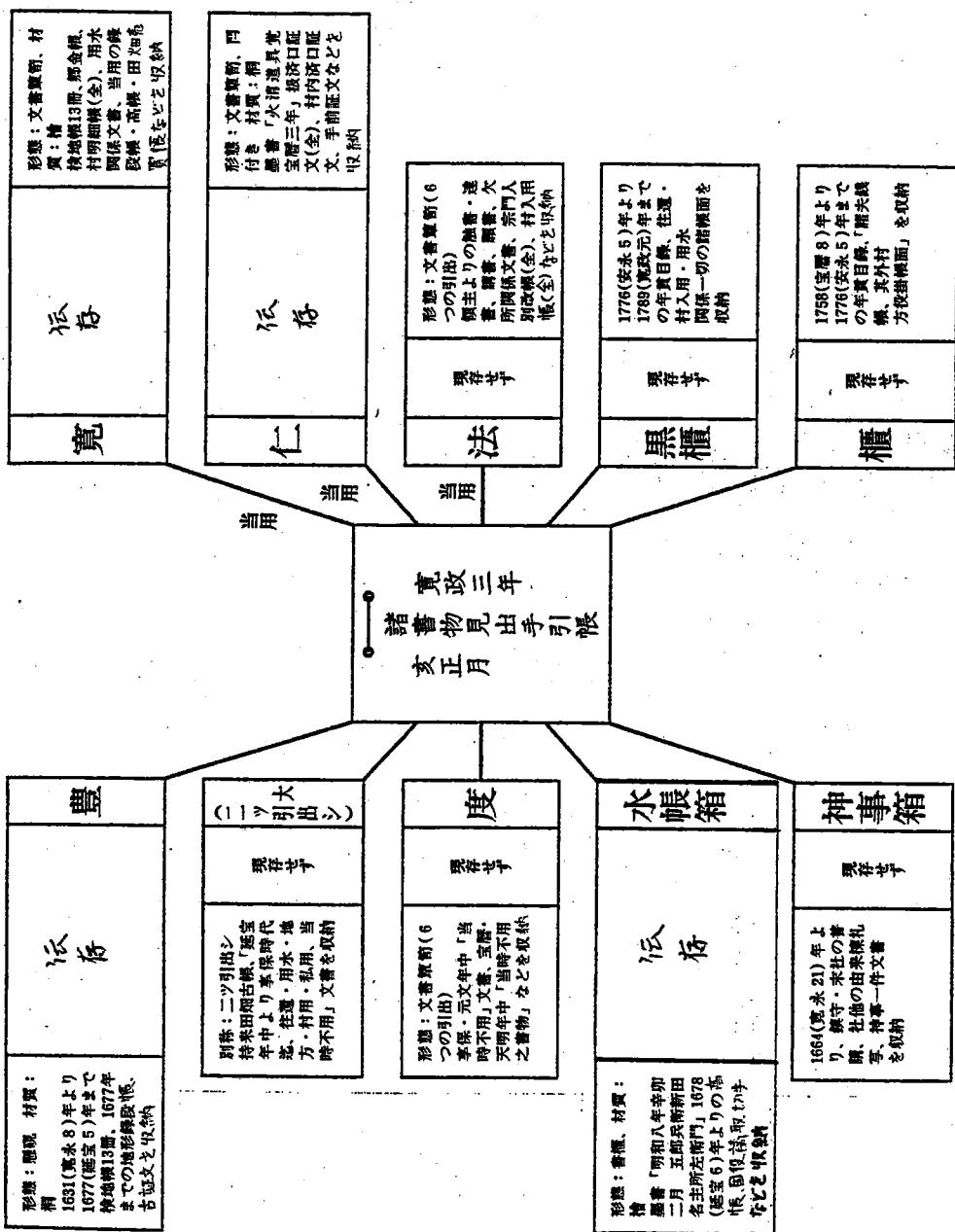
五郎兵衛新田村に結集した人々の、様々な営みの証である文書記録。その管理のあり方は各時代の共同性のあり様をよく物語る。

柳沢一族は次の系図のように名主を世襲したが、三左衛門から弥五右衛門に交替した1732（享保17）年には、はじめて村方三役が連署した村方文書の引継目録が取りかわされ、「豊」と名付けられた懸硯（文書算筒）とともに引き継がれた。村政の秩序化が進んだこの時期に、文書記録は村役人が共同で管理すべきものに変化したと言えよう。

さらに1791（寛政3）年には村方文書の出納用の目録である「諸書物見出手引帳」が作成され、「当用」の文書を寛・仁・法の、非当用の文書を大・度・豊などの文書算筒に収納し、管理を拡充したことが知られる。



### 一七九一(寛政三)年「諸書物見出手引帳」にみる文書管理



<列品>

15 豊（名主柳沢家で使用した文書保管用の懸硯）

学習院大学史料館所蔵

もともと手にかけて持ち歩く硯箱であった懸硯は、しだいに文書保管用などにも転用されていった。「豊」と名付けられたこの懸硯は、材質が桐、扉には飾りの少ない十字型の金具、また上面には古い形式の蕨手（手に持つ際の金具）が配されている。小泉和子氏によると、これらの様式・形態から、製作年代は17世紀に遡るとされる（末尾の参考文献8）。

16 覚（水帳ほか名主もとの諸書物請取）

1732（享保17）年2月4日 柳沢信哉家文書（二）D-31

本文書は、新名主弥五右衛門（現柳沢信哉家方）ら村方三役が、前名主三左衛門（現柳沢本也方）から検地帳はじめとする11件の文書記録を受け取り、またこのほかの名主もとの入用書物も追って引き渡してもらうことを確認した証文である。これ以前の村明細帳には、検地帳を当時の名主が預かっている旨の記載があるものの、17世紀において名主もとの文書記録が公的な手続きを経て引き継がれた形跡はない。すなわち、先に見た村政の秩序化が進行した時期に、これらの文書記録は村方三役が管理する公的な文書として位置づけられ、列品15の懸硯とともに引き継がれたと推定されるのである。

17 諸書物見出手引帳 1791（寛政3）年正月

柳沢信哉家文書（一）1356

諸書物見出手引帳 1791（寛政3）年正月

柳沢信哉家文書（一）1355

18世紀の末葉には、文書箪笥や書櫃ごとに収納している文書記録を書き留めた目録が作成された。これを図示すると次の通りである。このうち寛・仁・法の箪笥に納められた文書は「當用」、つまり現在使用している文書群であるとされている実際、それ以外の文書箪笥や書櫃には「何年から何年までの諸帳面」というぐあいに年次切りに古い文書が収納されており、とりわけ大・度の場合は後に消されてい

るもの「當時不用」と記されている。すなわち文書管理全体を見渡すと、①現在使用している文書=現用文書、②年次毎に作成し、数年単位で一括した文書=非現用の年次文書、③②のうち「當時不用」とした文書、の区別をつけて文書箪笥と書櫃に収納していたことが知られる。

18 宗門人別改帳 一揃

1843（天保14）年 五郎兵衛記念館古文書 F1-430~39

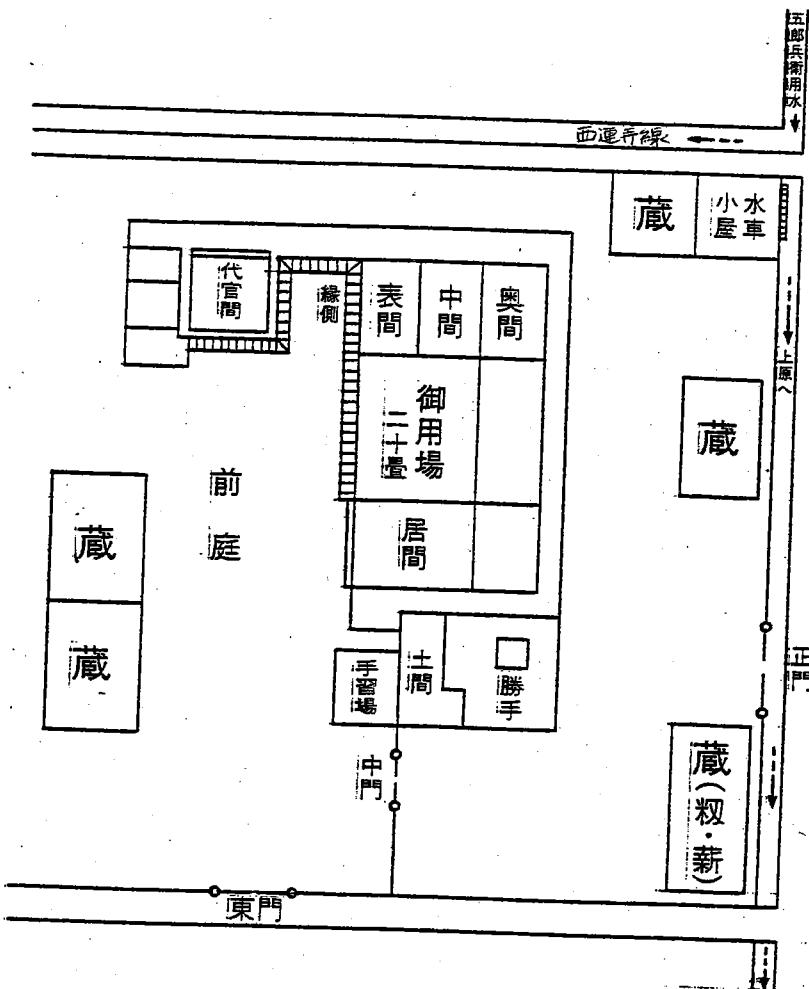
五郎兵衛新田では、毎年2月に天台宗山伏・一向宗・法華宗・曹洞宗・真言宗山伏・「穢多」・真言宗・浄土宗・天台宗ごとの人別改帳に惣寄改帳を加えた10冊の人別改帳を本書と下書で計20冊作成し、丹念に読み合わせをした後に本書を領主に提出し、下書を控として村方が管理した。本文書は、さらに同年の五人組帳・村入用帳などとともに懸紙に包まれ、文書箪笥に収納されて大切に管理されてきたのである。

### 御用場の成立

1816（文化13）年、名主所左衛門は「諸書物見出手引帳」を作りなおした。そこでは仁・法・豊・大の文書箪笥に納めた文書を「手前」つまり私的なものとする一方、寛・用・高帳箱を村用、つまり共有文書と位置づけた。

ここにはじめて登場した「用」は「御用場赤箪笥」の略称であり、引出背面の墨書では、百姓の土地所持、年貢の割付・勘定を証明するもの、また村の共同事務・管理に関わるものを御用場の文書記録としている。御用場は、長百姓制の延長上ではなく、高持百姓たちの枠組みのもとに設置されたことが窺われる。

名主柳沢宅の構造は左のごとくであり、代官間と御用場を中心に、手習場・藏・中門・東門で構成された空間こそは、百姓たちの共同世界を端的に示している。



名主柳沢宅の構造略図

1791年以降に御用場が開設されたか、あるいは御用場は存在していたがこの間に専用の文書箪笥が作られたことがわかる。この御用場は勘定間ともよばれ、次の図のように位置していた。これらから一部の村用文書は、「御用場赤箪笥」に収納して百姓が年貢勘定などで出入りする「御用場」に配備されたのであり、その意味で村の公文書として純化したと言えよう。

#### 20 御用場赤箪笥（名主柳沢家の御用場で使用した文書箪笥）

##### 一の引出（背面墨書）

学習院大学史料館所蔵

この箪笥は、外側が桐、中が杉で作られており、さらに外面には虫をよけるため、漆に紅ガラを混ぜたものを塗布している。また、現状では失われているが、門（カシヌキ＝縦に棒を渡して引き出しが開かないようにする一種の錠）の跡があり、大切な文書を保存するにふさわしい形式がとられている。

#### 21 御用場で使用した文書群の一部

五郎兵衛記念館文書、および柳沢信哉家文書

1830年代に入って、御用場赤箪笥の一の引出背面には次のように墨書され、基本的にそれらの文書で御用場が運営されたことが知られる。

覚

一録段、井高帳	壱帳ツヽ
一名前米帳	壱冊
一御年貢元米帳	同壱冊
一旱損帳	同
一神免仕寄（上）帳	同
一郷金帳	同
一いり金帳	同
一両穀帳	同
一御年貢受取り帳	同
一高書抜帳	同
一用水反別帳	同
一高売買帳	同

<列品>

#### 19 諸書物見出手引帳

1816（文化13）年5月

柳沢信哉家文書 (一) 1369

本史料から知られる名主家の文書管理は、列品18で見た1791年段階の管理と様相を異にしている。すなわち、ここでは仁・法・豊・大の文書箪笥を「手前」つまり私的な文書とし、寛・用・高帳箱を村用文書として大別している。とすれば列品18で見た文書のすべてが村の公文書として管理されたわけではないと、考えるをえないのである。

しかし一方、この帳簿にははじめて「用」=御用場赤箪笥（列品20）がみられ、

一 売買外奥印帳

壱冊

一年賦拵借帳

同

一 御割付五ヶ年分

一 皆済目録五ヶ年分

一 夫錢帳、年々拵用ひ

△

右ハ御用場之諸帳面如此御座候

これらの文書の特徴は、ほぼ

①百姓の土地所持、貢租負担者を証明する文書

②百姓の年貢納入・皆済を証明する文書

③村の共有財産に関する文書 いり金（伊勢利足金帳）・郷金・両穀帳

④「村請」し、完遂する必要のある領主文書

⑤村の共同事務費用に関する文書

とまとめることができ、いずれも村役人や長百姓たちの利害に関わる文書ではなく、高持百姓（「抱」を含む）の法的な地位を保証するための文書であることが明かであろう。御用場と御用場文書の成立は、18世紀以来の高持百姓たちの村方騒動や、見えざる働きかけの結晶であると同時に、どこまで公共性を獲得したかという点でも一つの到達点を示しているのではないだろうか。

なおここでは、年代を揃えることができなかつたが、御用場文書の一部を例示的に展示了。

## 22 名主御用書物諸帳面道具引渡目録

1817（文化14）年2月

柳沢信哉家文書（一）4681

本帳簿は、一時的に名主役が吉左衛門に引き渡された際の目録である。この目録によって、御用場文書、および検地帳や分水証文などの村用文書、そして名主付き道具として一つの御用箇笥（=御用場赤箇笥）ほかが引き渡されたことが知られる。先に見た御用場赤箇笥と御用場文書が村の公的財産であったこと、そしてそれらは私的な世界に埋没させられることなく、確固とした地歩を築いていたことを窺うことができる。

本展で使用した古文書については、つきの史料目録が刊行されております。「柳沢信哉家文書」としたものは1、「五郎兵衛記念館古文書」としたものは2の目録であり、展示史料のキャプションには目録番号を記載しました。

### 1 『信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書』（一）・（二）・（三）

（学習院大学史料館、1975・82年）

### 2 『五郎兵衛新田古文書目録』第一集

（長野県浅科村教育委員会、1981年）

また本展を制作するにあたり、つきの文献を使用しました。これを機にご自身で学習・研究を進める方は、ぜひともご参照ください。

- 1 大石慎三郎「近世的村落共同体の構造とその再生産過程」（『近世村落の構造と家制度』所収、御茶の水書房、1968年）
- 2 同「村方三役の成立 — 信州佐久郡五郎兵衛新田村を中心に — 」（同前）
- 3 斎藤洋一『五郎兵衛新田と被差別部落』、三一書房、1987年
- 4 同「五郎兵衛用水の堀貫を掘ったのは誰か」（『水と村の歴史 — 信州農村開発史研究所紀要 — 』第6号、1990年）
- 5 同「二つの「開発許可達書」の謎」（『信州農村開発史研究所報』第12号、1984年）
- 6 深谷克己・黒田日出男責任編集『開発と治水』（『週刊朝日百科 日本の歴史』73、近世I-⑦、朝日新聞社、1987年）
- 7 柳沢信哉『柳澤家家史』 1976年
- 8 小泉和子『箇笥』（ものと人間の文化史46、法政大学出版局、1982年）

末尾となりましたが、本展を制作するにあたり、次の皆様にひとかたならぬご協力をおきました。ここに記し、心から御礼を申し上げます。

長野県浅科村教育委員会

長野県浅科村教育委員会教育長 柳沢哲郎 様

長野県浅科村五郎兵衛記念館

(財)信州農村開発史研究所

(財)信州農村開発史研究所 主任研究員 斎藤洋一 様

生活史研究所代表 小泉和子 様